

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付については覚えていないが、姉に聞いたところ、姉自身の保険料は、父親が納付してくれていたもので、私の保険料も父親が納付していたと思うと言っていた。私は当時、A市B区の実家に住み家業を手伝っていたが、結婚（昭和52年6月）後は同市C区に引っ越し、その後は、自分で保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く33年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和50年10月頃にA市C区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って46年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年7月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和51年1月から同年3月までの期間及び同年7月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、A市では、過年度保険料の納付書を区役所窓口で発行していたとしている。このため、加入手続時点において、過年度納付することが可能であった申立期間のうち、48年7月から50年3月までの保険

料についても同様に父親が過年度納付していた可能性は否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月から48年6月までの期間については、上記の申立人の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和46年4月から48年6月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成21年2月から同年12月までの期間について、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成22年1月から同年8月までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月から22年8月まで

記録されている標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成20年3月から22年8月までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年3月から21年12月までの期間については、

本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、22年1月から同年8月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成21年2月から同年12月までの期間については、申立人から提出された給与明細一覧により、申立人は、当該期間において11万8,000円から16万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、11万8,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細一覧で確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答は得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成20年3月から21年1月までの期間については、上記給与明細一覧により、事業主が申立人の給与から源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年1月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、11万円と記録されている。

しかし、上記給与明細一覧によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成21年4月から同年6月までは標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成22年1月から同年8月までは、15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年6月から20年8月までは28万円、同年9月から21年5月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円及び26万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、19年7月は28万円、同年8月から20年8月までは26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年7月は28万円、同年8月から20年8月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月から21年5月まで
② 平成20年7月10日
③ 平成20年12月22日

申立期間①に係る標準報酬月額が給与明細書の総支給額より少ない額と

なっている。

また、申立期間②及び③について、賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、年金記録が無い。

申立期間①、②及び③について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成19年7月から20年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成19年7月は28万円、同年8月から20年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が当該期間当時に手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年6月及び20年9月から21年5月までの期間については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、上述したとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届の提出を怠ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は36万9,000円、申立期間③は41万円、申立期間④は48万円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は50万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 8 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 20 日
④ 平成 20 年 12 月 10 日
⑤ 平成 21 年 7 月 15 日
⑥ 平成 21 年 12 月 10 日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、A社から提出された給与集計表及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間①は6万6,000円、申立期間②は36万9,000円、申立期間③は41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④、⑤及び⑥について、A社から提出された給与明細書（賞

与)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(申立期間④は48万円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は50万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から⑥までに係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間のうち、申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は23万円、申立期間③は37万8,000円、申立期間④及び⑤は30万円、申立期間⑥は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月20日
④ 平成20年12月10日
⑤ 平成21年7月15日
⑥ 平成21年12月10日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、A社から提出された給与集計表及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間②は23万円、申立期間③は37万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間④及び⑤について、A社から提出された給与明細書(賞与)により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間⑥について、上記給与明細書(賞与)により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑥の標準賞与額については、上記給与明細書(賞与)で確認できる賞与額から、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②から⑥までに係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された給与集計表及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に賞与を支給されたことは確認できるが、給与集計表の社会保険料欄は空欄に、給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料等の控除額欄には0円と記載されており、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当該期間については、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除することを忘れた。」と回答している。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万円、申立期間②は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月 15 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

A社から支給された賞与について、年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書（賞与）により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は3万円、申立期間②は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②に係る賞与支払届が未提出であったとして年金事務所に届け出ており、当該期間に係る保険料も納付していない旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 7 月まで
保管している給与支払明細書に記載されている保険料額は、ねんきん定期便の保険料額よりも高額である。
実際に控除されている保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該期間当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年7月10日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち21年10月から同年12月までの標準報酬月額に係る厚生年金法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額（26万円）の記録を取り消し、同法の規定に基づき、当該期間に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から21年12月まで

申立期間について、給与は平均25万円前後にもかかわらず、会社から実際の給与よりも低い標準報酬月額で届出されており、納得できない。今後の年金額が低くなってしまいうため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成21年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回る給与が支給されていたことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、24年7月10日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんは行わないこととしている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法

律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づき厚生年金保険法と特例法の適用について、当該事案を再審議した結果、申立期間のうち、平成21年10月から同年12月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、平成24年2月15日付けで事業主から日本年金機構へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、同年2月16日付けで標準報酬月額の改定が行われている（当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となっていない。）が、事業所提出の賃金台帳のほか、申立人が自身の給与明細書を基に作成した資料によると、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は35万円、申立期間②は42万円、申立期間③は45万円、申立期間④は47万円、申立期間⑤は47万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間⑥に係る標準賞与額33万円、申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額60万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間⑥は33万円、申立期間⑦及び⑧は60万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 14 日
② 平成 20 年 7 月 15 日
③ 平成 20 年 12 月 12 日
④ 平成 21 年 7 月 10 日
⑤ 平成 21 年 12 月 22 日
⑥ 平成 22 年 7 月 26 日
⑦ 平成 22 年 12 月 20 日
⑧ 平成 23 年 7 月 25 日

申立期間①から⑧までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、届出がされていなかった。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料

徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥から⑧までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書によると、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人が提出した給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は35万円、申立期間②は42万円、申立期間③は45万円、申立期間④は47万円、申立期間⑤は47万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑤までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間⑥から⑧までについては、前述の賞与明細書により、申立期間⑥に係る標準賞与額33万円、申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額60万円に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間⑥から⑧までに係る標準賞与額を、申立期間⑥は33万円、申立期間⑦及び⑧は60万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る標準賞与額 23 万円、申立期間②及び③に係る標準賞与額 45 万円に相当する賞与が事業主により支給されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間①は 23 万円、申立期間②及び③は 45 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 26 日
② 平成 22 年 12 月 20 日
③ 平成 23 年 7 月 25 日

賞与（明細書）により、申立期間①、②及び③に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①、②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与（明細書）により、申立人は、当該期間に係る標準賞与額（申立期間①は23万円、申立期間②及び③は45万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を、申立期間①は23万円、申立期間②及び③は45万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は29万円、申立期間②は28万円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は32万円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は45万円、申立期間⑧は49万円、申立期間⑨は53万円、申立期間⑩及び⑪は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 16 年 12 月 10 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日
⑤ 平成 18 年 7 月 14 日
⑥ 平成 18 年 12 月 14 日
⑦ 平成 19 年 7 月 13 日
⑧ 平成 19 年 12 月 14 日
⑨ 平成 20 年 7 月 15 日
⑩ 平成 20 年 12 月 12 日
⑪ 平成 21 年 7 月 10 日

申立期間①から⑪までについて、給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書等により、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤及び⑦から⑪までについて、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書により、申立人は、A社から賞与を支給され、当該

期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の給料支払明細書（賞与）及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間⑤は32万円、申立期間⑦は45万円、申立期間⑧は49万円、申立期間⑨は53万円、申立期間⑩及び⑪は50万円とすることが妥当である。

申立期間①から④まで及び⑥について、申立人から提出された普通預金（兼お借入明細）により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された給料支払明細書（賞与）、賞与明細書及び賞与に関する支払額・控除額等のメモによると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認される。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の普通預金（兼お借入明細）により、申立期間①は29万円、申立期間②は28万円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④は22万円、申立期間⑥は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑪までの保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社からの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から56年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から56年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

昭和55年10月頃に、義父がA町役場で私の国民年金加入手続を行った。私が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月必ず義父に渡し、義父が同町役場で毎月納付してくれていたため、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を毎月必ず義父に渡していたとしているものの、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義父は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、昭和55年10月頃に義父がA町役場で国民年金加入手続を行い、申立期間①の保険料も義父が毎月同町役場で納付していたとしていることから、申立期間①の保険料は現年度納付したとする主張と思われるところ、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によれば、申立人の国民年金加入手続は、56年5月頃に同町で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って55年11月10日（同町転入日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料については、現年度納付することはできないことから、申立人の主張と相違する上、この時期においては、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、義父が申立期間①の保険料を遡って納付していたことはな

いとしており、申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料についても義父が毎月A町役場で納付していたとしていることから、申立期間②の保険料も現年度納付したとする主張と思われるところ、国民年金被保険者台帳によると、少なくとも申立期間②前の昭和56年4月から59年3月までの保険料については、現年度納付されていることが確認できる。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②直後の61年4月から63年3月までの保険料は同年6月23日に一括で過年度納付されていることから、この過年度納付が行われた期間の直前である申立期間②の保険料を義父が継続して現年度納付していたとまでは推認し難い上、申立人に対して申立期間②直後と同様に申立期間②についても過年度納付書が作成・送付されていたとも考えられるが、61年4月から63年3月までの保険料を一括で過年度納付した時点では、申立期間②の保険料は既に時効が成立していたことから、義父はこの時点において申立期間②の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、A町の申立人に係る被保険者記録票においても申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、昭和61年4月から同年6月頃までの間に、A市B区役所から申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたと思う。同区役所に電話で納付方法などを確認して、その納付書で保険料を一括納付した覚えがある。納付場所及び納付金額は覚えておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続を行った覚えは無いが、昭和61年4月から同年6月頃までの間に、A市B区役所から納付書が送付されてきたので、申立期間の保険料を一括納付した覚えがあるとしているものの、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月19日にA市C区で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って申立人が第3号被保険者となった昭和63年12月21日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の記載内容及びD市の国民年金被保険者名簿の資格記録とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入であり、国民年金の未加入者に対して納付書が作成・送付されることは無いことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。